平成２３年（フ）第５４号
秋田県仙北市西木町桧木内字松葉147番地
ひのき荘205号、前住所秋田県鹿角市十和田毛馬内字中陣場117番地３
債務者　鈴木　大典
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第４８号
山形県最上郡鮭川村大字川口4486番地　村営住宅日下団地６号棟、前住所山形県最上郡鮭川村大字庭月2162番地
債務者　井上　元太
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第６３号
福島県白河市真舟２番地６　市営２―302号
債務者　緑川　由佳
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
群馬県みどり市大間々町大間々676番地
債務者　酒井　水紀
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３４４号
山梨県笛吹市石和町唐柏734番地
債務者　鈴木　光興
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
山梨県中央市西新居291番地　藤巻住宅
債務者　保坂　忠義
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
山梨県甲府市青葉町16番８号
債務者　中込　多郎
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
長野県安曇野市堀金三田1169番地９
債務者　長岡　敏明
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２２６号
長野県安曇野市穂高848番地11　サンコーポ西202、前住所長野県下伊那郡松川町上片桐949番地57
債務者　米山伊久子（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４３号
静岡県賀茂郡河津町浜146番地の４　303、住民票上の住所静岡県賀茂郡河津町浜146番地の４
債務者　林　　広美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２１４９号
名古屋市北区天道町４丁目20番地　エアフォルク壱番館５Ｂ号
債務者　荒井　　進
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７号
三重県三重郡菰野町大字下村178番地
債務者　有馬　隆志
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
三重県四日市市馳出町１丁目12番地
債務者　末本　和将
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1075番地９、主たる営業所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1337番地１
債務者　ＴＯＫＡ　ＤＯ　ＫＡＺＵこと　タニガワ　エジソン　カズマサ
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２８９号
兵庫県伊丹市東野３丁目40番地
債務者　中野三重子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３０４号
兵庫県川西市新田１丁目21番43号　A101
債務者　松下　一美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６７７号
兵庫県西宮市山口町上山口583番地５
債務者　橋本　淳子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係